

防人1第4664号
18.5.12
防人計第354号
19.1.9

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省薬物乱用防止月間について（通達）

昨今の自衛官による薬物乱用の続発等の状況を踏まえ、防衛庁長官の指示により、防衛庁副長官を長として設置された薬物問題対策検討会議において、毎年6月を薬物乱用防止月間とし、薬物根絶意識の醸成、厳正な規律保持を図るための啓発活動等を全国で展開する旨とりまとめられたところである。

このため、防衛省においては、当該期間を「防衛省薬物乱用防止月間」と定めることとしたので、管下の隊員に対し周知せられ、その実施につき遺漏のないよう措置されたい。

なお、防衛省薬物乱用防止月間における啓発活動等の実施に関する細部については、人事教育局長から通知させる。

添付資料：薬物問題対策検討会議における検討結果について—最終的などりまとめ—（平成18年2月15日）

薬物問題対策検討会議における検討結果について
—最終的なとりまとめ—

平成18年2月15日

防衛庁

目 次

1 検討の経緯	1
2 薬物事案の概要	1
(1) 海上自衛隊.....	2
(2) 陸上自衛隊.....	2
(3) 航空自衛隊.....	2
3 主な問題点等	2
(1) 薬物乱用の動機・原因.....	2
(2) 薬物乱用を開始した時期等.....	3
(3) 上司等への報告.....	3
(4) 周囲の者による兆候等の把握.....	4
(5) 上司の責任.....	4
4 再発防止策	4
(1) 服務指導及び教育の徹底.....	5
(2) 現職自衛官を対象とした薬物検査（尿検査）制度の導入.....	5
(3) 不祥事の兆候等への対応.....	6
5 今後のフォローアップ等	6
(別紙1) 薬物問題対策検討会議委員等名簿及び開催状況.....	8
(別紙2) 自衛官による薬物事案発生件数.....	9
(別紙3) 海上自衛隊における事案.....	10
(別紙4) 陸上自衛隊における事案.....	12
(別紙5) 航空自衛隊における事案.....	14
(別紙6) 薬物検査（尿検査）制度について.....	15

薬物問題対策検討会議における検討結果について

—最終的なとりまとめ—

1 検討の経緯

昨年7月以降、大麻取締法等に違反した容疑で自衛官が相次いで逮捕されるなど、自衛隊において薬物事案が続発した。

国民の信頼を基盤として存在している自衛隊において、隊員は高い士気と厳正な規律をもって任務に邁進し、内外から高い評価を受けているところであるが、一部の者による今般のような不祥事が生じたことで、国民の信頼を大きく損ねたことは誠に遺憾である。

防衛庁としては、かかる事態を重く受け止めて、昨年10月11日の大野防衛庁長官（当時）の指示の下、再発防止策を検討するため、防衛庁副長官を議長とする「薬物問題対策検討会議」を発足させた。同26日に今津防衛庁副長官（当時）の下で検討状況を「中間とりまとめ」として公表した。

11月2日には木村防衛庁副長官が議長を引き継いで検討を継続した。本検討会議は、計6回の会合を開催し、また、会議の検討に資するため、前及び現副長官による部隊視察を計4回実施し部隊指揮官等からのヒアリングを行った。

今般、これまでの検討やヒアリングの結果を踏まえ、薬物問題対策検討会議として、一連の薬物事案について、その問題点と再発防止策等について「最終的なとりまとめ」を作成するものである。

○ 薬物問題対策検討会議委員等名簿及び開催状況……別紙1

2 薬物事案の概要

今般の薬物事案については、大麻取締法や覚せい剤取締法等に違反した容疑で計17名の隊員（海上自衛官11名、陸上自衛官5名、航空自衛官1名）が逮捕又は書類送検された。このような多数の薬物事案による逮捕者等が生じたことはかつて見られなかったことである（別紙2）。特に海上自衛隊においては、大麻を自分で所持・使用するにとどまらず、これを栽培していた者、交友関係等を通じて他者に譲り渡していた者、インターネットを通じて部外者に売り渡した者などが明らかとなった。

(1) 海上自衛隊・・・詳細は別紙 3

部外者又は同僚隊員から大麻を譲り受け、所持、使用、譲渡等を行った海上自衛官7名が大麻取締法違反容疑で逮捕され、有罪判決を受けた。海上自衛隊は免職の懲戒処分を実施した。

また、同僚隊員から大麻を譲り受けて使用した3名が大麻取締法違反の容疑で書類送検され、不起訴（起訴猶予）となった。海上自衛隊は停職60日の懲戒処分を実施した。

また、同僚隊員から合成麻薬を譲り受けて廃棄した海上自衛官1名が麻薬及び向精神薬取締法違反容疑で逮捕され、不起訴（起訴猶予）となった。海上自衛隊は停職30日の懲戒処分を実施した。

(2) 陸上自衛隊・・・詳細は別紙 4

部外者から大麻を譲り受け、所持、使用した陸上自衛官3名が大麻取締法違反容疑で逮捕、1名が書類送検され、うち1名は有罪判決を受け、その他の3名は不起訴（起訴猶予）等となった。陸上自衛隊は免職の懲戒処分を実施した。

また、部外者から覚せい剤を譲り受けて使用した陸上自衛官1名が覚せい剤取締法違反容疑で逮捕され、有罪判決を受けた。陸上自衛隊は免職の懲戒処分を実施した。

(3) 航空自衛隊・・・詳細は別紙 5

部外者から覚せい剤を譲り受けて使用した航空自衛官1名が覚せい剤取締法違反容疑で逮捕され、有罪判決を受けた。航空自衛隊は免職の懲戒処分を実施した。

3 主な問題点等

本検討会議においては、各自衛隊による調査の結果及び公判等の状況について報告を逐次受けつつ、再発防止策を検討するため、一連の事案における問題点・特徴の把握に努めた。その結果、以下の事項が明らかとなった。

(1) 薬物乱用の動機・原因

逮捕者等は、日頃の部隊における服務指導等により薬物の違法性は承知していたが、ほとんどの者が興味本位・好奇心で薬物の違法な所持・使用等（以下「薬物乱用」）を行うに至っていた。特に、大麻について

は、「タバコの延長」、「タバコほど健康に害はない」といった誤った認識があり、また、交友関係にある同僚隊員を自宅に誘って吸引を勧めるなど、遵法精神や問題意識の著しい欠如が見られた。また、借財返済のため、インターネットを通じて大麻を部外者に売り渡した者もあった。

なお、逮捕された潜水艦乗組隊員の中には、潜水艦勤務からのストレスを解消するために使用していたと主張している者がいる。しかしながら、潜水艦勤務に限らず、自衛官は任務遂行に当たって、緊張を強いられることも少なくないが、ほとんどの隊員が使命感をもって整齊と厳しい任務を完遂している中で、勤務環境を理由として薬物使用を正当化することは全くできないことは言うまでもない。

(2) 薬物乱用を開始した時期等

今般の薬物事案における逮捕者等17名のうち、13名は10代、20代の若者であった。また、14名は入隊後に薬物乱用を始めていた。薬物乱用を始めた契機については、休暇中に都市部を訪れた際に路上で外国人から購入したり、あるいはインターネットを通じて購入したという事例もあった。自衛隊の基地・駐屯地外において、一般的に、薬物を比較的容易に入手できる環境があったことも薬物乱用が拡大した一因と判断される。

なお、自衛隊においては、平成14年7月以降、入隊時における薬物使用検査(尿検査)を実施しているが、逮捕者等17名のうち16名は入隊時検査導入前に入隊していた。同検査導入後に入隊した1名についても、入隊後に薬物乱用を始めており、入隊の時点では薬物を使用したことはなかった。

(3) 上司等への報告等

今般の事案の中には、同僚隊員から大麻を勧められた際に、一旦は拒否したが、上司等には報告せず、最終的には勧めを断りきれずに吸引してしまったという事例があった。また、大麻栽培を目撃しながら上司等に報告せず、その後薬物を譲り渡され逮捕されるに至った事例があった。こうした背景には、遵法精神の欠如のほかに、同僚の違法行為をかばおうとする誤った仲間意識が働いていたものと思われる。

(4) 周囲の者による兆候等の把握

薬物乱用が、基地内の潜水艦乗員待機所や駐屯地内の生活隊舎といった自衛隊の管理下にある施設内で行われていた事例があった。このことは特に極めて遺憾であり、深刻に受け止めている。他方、これら事例では、週末や夜間等の勤務時間外に、仮眠室として割り当てられた潜水艦乗員待機所個室や同室者が長時間不在中の生活隊舎居室で使用したり、あるいは、乗員待機所において勤務中に他者が所在しないときを見計らって共同便所で使用するなどして、他人に気づかれないようにしていたことから、上司や同僚等周囲の者はそうした事実を認識できなかった。

その他多くの場合には、薬物乱用は、基地・駐屯地外の自宅アパート等で行われており、また、周囲の者は、逮捕者等の日頃の勤務態度や仕事ぶりに特段の不審な点や問題は見られなかったと発言している。こうしたことから、休暇からの帰隊時に様子が不審であったことを発端として薬物乱用が判明したという事例などもあったが、大概は周囲の者は、薬物乱用の事実・兆候に気づくことは困難であった。

(5) 上司の責任

逮捕者等が所属した部隊では、薬物乱用防止に関する教育・サービス指導を従来から行っており、これらを通じて、逮捕者等は違法性については承知していた。また、逮捕者等は、上述のように、他の隊員に気付かれないような状況、場所において薬物を使用しており、周囲の者が兆候等を把握することは極めて困難であった。

しかしながら、海上自衛隊については、第2潜水隊群の一部の隊員が、基地内の乗員待機所において一部勤務時間中にも薬物を使用した事例があった。このことを含め、多数の隊員の間で薬物乱用が拡散して逮捕者等が続出したことは、結果として指揮官としての指導監督が不十分であったと言わざるを得ない。

4 再発防止策

わが国の平和と独立を守るという使命の下、武器等を取り扱いつつ一致団結して任務に当たる自衛隊の部隊等において、薬物乱用はあってはならないことであり、再発防止を徹底し、薬物乱用を徹底的に排除する必要がある。

防衛庁・自衛隊としては、これまでも、かかる認識の下、事案の調査を進め、逮捕者等に対しては厳正な処分を実施するとともに、部隊等において服務指導の更なる徹底等を図ってきた。本検討会議の最終的なとりまとめに当たっては、既に述べた問題点等を踏まえて検討を行い、薬物乱用防止のため、今後新たに又は重点的に実施すべき施策として、以下のとおりとりまとめた。

(1) 服務指導及び教育の徹底

薬物の違法性を承知しながらも興味本位で薬物乱用に至った事例が多いこと、上司等への報告をしなかった事例があったことなどを踏まえれば、薬物乱用防止のための服務指導及び教育を一層徹底し、薬物根絶意識の醸成、厳正な規律保持を図ることが重要である。このため、以下の施策を推進することとするが、教育・指導にあたっては、薬物の違法性や害悪に関することのみならず、刑事訴訟法に規定されている公務員の告発義務や借財といった個人が抱える問題への対応についても留意する必要がある。

- ① 毎年6月を薬物乱用防止月間とし、啓発活動等を全国で展開する。
- ② 巡回指導等を通じて効果的な服務指導を推進する。
- ③ 准尉・曹（いわゆる「優しい鬼軍曹」）を活用してきめ細かな身上把握・服務指導等を充実する。
- ④ サークル活動の奨励等を通じて隊員間の交流やコミュニケーションを強化することにより身上把握等を充実する。
- ⑤ 新隊員教育を含む自衛隊の課程教育において薬物乱用防止教育を着実に実施する。
- ⑥ 身上把握・服務指導に資するため、隊員の家族にも薬物問題の広報等を実施して連携を図る。

(2) 現職自衛官を対象とした薬物検査（尿検査）制度の導入

ほとんどの者が入隊後に薬物乱用を開始したこと、周囲の者が薬物乱用に気づくことが困難であったことなどを踏まえれば、現行の入隊時における薬物検査に加え、新たに入隊後における薬物検査を導入することが極めて有効である。

検査の導入に当たっては、それを強制することは裁判所が発する令状に基づかなければならない（憲法第35条等）ことに留意しつつ検討した

結果、受検者本人の同意に基づく薬物検査制度を導入することとした。

導入する薬物検査制度は、対象者の選定として例えば無作為の方法により抽出して、原則として検査当日に告知した後、本人の同意に基づき実施し、もって厳正な規律の保持等を図ることとした（別紙6）。検査の実施要領については本年度内に通達し、各自衛隊において準備を整え次第、逐次実施することとする。特に、一連の薬物事案が主に海上自衛隊で起きたことを踏まえ、海上自衛隊においては、平成18年度の早い時期から検査を開始する。また、平成19年度以降の予算措置について、平成18年度における検査の実施状況等も踏まえながら今後検討することとする。

（3）不祥事の兆候等への対応

服務指導や教育により隊員の意識・関心を高めるとともに、薬物犯罪を始めとする不祥事の兆候に接した一般隊員が、適切に相談・情報提供できる仕組みを整備することは、事案の発生・拡大の未然防止という観点から重要である。このため、他の隊員による不祥事の実事・兆候に接した場合に相談・情報提供しやすいよう、直属の上司等の指揮系統以外にも、以下のとおり各種窓口の整備を図る。

- ① 各自衛隊の警務隊に相談窓口を設置し活用を図る。
- ② 公益通報者保護法の施行(平成18年4月1日)に伴い整備される予定の通報窓口について周知徹底する。
- ③ 准尉・曹の活用等により、部隊レベルにおける相談・対応要領を検討、整備する。

なお、薬物検査の結果として薬物乱用の疑いが認められた場合には、捜査機関への通報等を行うとともに、薬物乱用が確認された場合には、併せて自衛隊としても厳正なる処分を実施することは言うまでもない。

5 今後のフォローアップ等

今般とりまとめた再発防止策は速やかかつ着実な実施を図ることとする。その後の実施状況については、本検討会議を存置し、フォローアップを実施する。また、本「最終的なとりまとめ」は、各自衛隊が実施した調査の結果を踏まえ作成したものであるが、今後、仮に新たな事実が判明した場合には本検討会議で必要な措置を再度検討することとする。

最後に、防衛庁・自衛隊としては、今般の一連の事案によって、厳正な規律を保持すべき自衛隊に対する国民の信頼を傷つけるに至った事態を深刻に捉え、今回とりまとめた各種の薬物乱用防止施策を徹底し、自衛隊における薬物犯罪の再発防止、根絶に全力を注いでまいりたい。

1 薬物問題対策検討会議名簿

議長：今津防衛庁副長官(17. 10. 11～11. 2)

木村防衛庁副長官(17. 11. 2～)

副議長：愛知防衛庁長官政務官

委員：人事教育局長、衛生担当防衛参事官、陸上幕僚監部人事部長、
海上幕僚監部人事教育部長、航空幕僚監部人事教育部長、
統合幕僚会議事務局第1幕僚室長、人事教育局人事第1課長

2 薬物問題対策検討会議開催状況

17. 10. 11 防衛庁長官による再発防止策検討の指示

17. 10. 12 第1回会合

- ・ 各自衛隊の事案の報告
- ・ 再発防止策の方向性

17. 10. 24 議長（今津前防衛庁副長官）による横須賀視察

17. 10. 26 第2回会合

- ・ 中間とりまとめ

17. 11. 18 第3回会合

- ・ 各自衛隊の事案の報告
- ・ 再発防止策の検討状況

17. 12. 14 議長（木村防衛庁副長官）による横須賀視察

17. 12. 21 第4回会合

- ・ 各自衛隊の事案の報告
- ・ 薬物検査（尿検査）制度について

18. 1. 11 議長（木村防衛庁副長官）による朝霞視察

18. 1. 13 議長（木村防衛庁副長官）による府中視察

18. 1. 27 第5回会合

- ・ 部隊視察結果について
- ・ 薬物検査（尿検査）制度について
- ・ 最終的なとりまとめの骨子案

18. 2. 15 第6回会合

- ・ 海上自衛隊薬物事案特別調査チーム調査報告
- ・ 最終的なとりまとめ

(別紙2)

自衛官による薬物事案発生件数

単位：人

年 度	陸 自	海 自	空 自	計
8	3	4	2	9
9	2	—	—	2
10	4	—	—	4
11	—	—	—	0
12	—	1	1	2
13	2	2	—	4
14	1	—	—	1
15	1	—	—	1
16	3	—	—	3
17	5	11	1	17
計	21	18	4	43

(注1) 件数は、薬物事案懲戒処分件数で整理。

(注2) 平成17年度は平成18年2月15日現在。

(海上自衛隊における事案)

本事案の詳細は、海上幕僚監部薬物事案特別調査チームが別途作成した「薬物事案に係る調査報告書」のとおりである。

所属・階級等	概要
横須賀基地業務隊 2等海曹 (33歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年7月17日逮捕 平成17年10月19日懲戒免職 平成17年10月20日判決(懲役3年、執行猶予5年)
第2潜水隊群 海士長 (28歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年7月27日逮捕 平成17年10月19日懲戒免職 平成17年11月2日判決(懲役3年、執行猶予4年)
第2潜水隊群 海士長 (22歳)	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬及び向精神薬取締法違反容疑で平成17年8月11日逮捕 平成17年9月12日不起訴(起訴猶予) 平成17年10月19日停職30日
第2潜水隊群 海士長 (21歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年8月23日逮捕 平成17年11月14日懲戒免職 平成17年11月15日判決(懲役1年、執行猶予3年)
第2潜水隊群 海士長 (22歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年8月24日逮捕 平成17年11月14日懲戒免職 平成17年11月15日判決(懲役1年6月、執行猶予3年)
第2潜水隊群 海士長 (22歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年9月11日逮捕 平成17年11月14日懲戒免職 平成17年12月27日判決(懲役3年、執行猶予5年)
第2潜水隊群 2等海曹 (33歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年9月28日逮捕 平成17年11月30日懲戒免職 平成17年12月1日判決(懲役1年6月、執行猶予3年)
第2潜水隊群 海士長 (21歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年10月24日書類送検 平成17年10月28日不起訴(起訴猶予) 平成17年11月14日停職60日
横須賀基地業務隊 元3等海曹 (26歳)	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年10月24日書類送検 平成17年10月19日停職60日

	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年10月31日不起訴（起訴猶予）
掃海隊群 海士長（27歳）	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反容疑で平成17年11月1日書類送検 平成17年11月14日停職60日 平成17年11月14日不起訴（起訴猶予）
呉基地業務隊 海士長（24歳）	<ul style="list-style-type: none"> 大麻取締法違反で平成17年12月9日逮捕 平成18年2月13日懲戒免職 平成18年2月14日判決（懲役1年6月、執行猶予3年）

（注）所属、階級、年齢は逮捕又は書類送検時のもの（以下別紙4及び5も同様）。

(陸上自衛隊における事案)

ア 第5施設団における事案

本事案は、平成17年8月、第5施設団所属の2等陸曹(31歳)が大麻取締法違反容疑で陸上自衛隊警務隊により書類送検され、不起訴(起訴猶予)となったものである。懲戒処分は同月に免職とした。

同2等陸曹は、大麻に興味を持ったことから、平成16年1月及び5月頃、都市部の公園において部外者から大麻を購入し、駐屯地内の生活隊舎の同室者が臨時勤務で不在にしている場合が多かったことから、数回にわたり自室において消灯後に使用していた。

イ 第10師団における事案

本事案は、平成17年8月、第10師団所属の陸士長(24歳)が覚せい剤取締法違反容疑で警察により逮捕され、同年10月、有罪判決を受けたものである。懲戒処分は9月に免職とした。

同陸士長は、入隊前の平成12年頃に興味本位から覚せい剤の使用を始め、入隊前は週1回程度、入隊後は3ヶ月に2回程度、合計では約4年半の間に300回程度覚せい剤を使用していた。覚せい剤は、帰省先の都市部路上にて部外者から購入し、駐屯地外のホテル等のほか、駐屯地内の生活隊舎の同室者が教育入校で不在中に自室においても数回程度使用したことがあった。

ウ 第4施設団における事案

本事案は、平成17年11月、第4施設団所属の陸士長(21歳)及び1等陸士(19歳)が大麻取締法違反容疑で麻薬取締部により逮捕され、不起訴(起訴猶予)又は家裁送致となったものである。懲戒処分は同月に免職とした。

両名は、音楽を通じて交友関係にあった。同陸士長は、市販雑誌に記載されていた大麻に関する情報に接して興味を持ち、平成17年5月頃、インターネットを通じて大麻を購入した後、同1等陸士とともに私有車両内において使用した。その後、同年10月頃までの間に、インターネットを通じて共同で大麻を購入するなどしつつ、それぞれ10数回程度使用した。使用場所は、駐屯地外の私有車両内、遊興施設のほか、駐屯地生

活隊舎の居室においても、他の隊員が演習参加で不在時に1回又は2回使用したことがあった。

エ 第2師団における事案

本事案は、平成17年12月、第2師団所属の陸士長(22歳)が大麻取締法違反容疑で警察により逮捕され、平成18年1月、有罪判決を受けたものである。懲戒処分は1月に免職とした。

同陸士長は、入隊前の平成13年頃、好奇心から大麻使用を開始し、入隊後も、部外友人から大麻を譲り受けつつ、逮捕されるまでの間200回以上にわたり、自宅、友人宅等で使用していた。

所属・階級等	概要
第5施設団 2等陸曹 (31歳)	<ul style="list-style-type: none">大麻取締法違反容疑で平成17年8月9日書類送検平成17年8月9日懲戒免職平成17年8月15日不起訴(起訴猶予)
第10師団 陸士長 (24歳)	<ul style="list-style-type: none">覚せい剤取締法違反容疑で平成17年8月23日逮捕平成17年9月13日懲戒免職平成17年10月24日判決(懲役1年6月、執行猶予3年)
第4施設団 陸士長 (21歳)	<ul style="list-style-type: none">大麻取締法違反容疑で平成17年11月7日逮捕平成17年11月7日懲戒免職平成17年11月17日不起訴(起訴猶予)
第4施設団 1等陸士 (19歳)	<ul style="list-style-type: none">大麻取締法違反容疑で平成17年11月7日逮捕平成17年11月7日懲戒免職平成17年11月17日家裁送致、12月12日不処分
第2師団 陸士長 (22歳)	<ul style="list-style-type: none">大麻取締法違反容疑で平成17年12月4日逮捕平成18年1月25日懲戒免職平成18年1月27日判決(懲役2年、執行猶予3年)

(航空自衛隊における事案)

本事案は、平成17年9月、中部警戒管制団所属の3等空曹(30歳)が覚せい剤取締法違反容疑で航空自衛隊警務隊により逮捕され、12月に有罪判決を受けたものである。懲戒処分は同年10月に免職とした。

同3等空曹は、平成13年頃、好奇心から、外出先の都市部街頭で部外者から大麻を購入、使用したことが数回あり、また、平成17年9月、やはり好奇心から都市部街頭で部外者から覚せい剤を購入し、遊興店等で使用した。

所属・階級等	概 要
中部警戒管制団 3等空曹 (30歳)	<ul style="list-style-type: none">覚せい剤取締法違反容疑で平成17年9月28日逮捕平成17年10月18日懲戒免職平成17年12月2日判決(懲役1年6月、執行猶予3年)

薬物検査（尿検査）制度について

1 目的

- 薬物乱用を未然に防止すること等により、厳正な規律を保持する。

2 薬物検査の実施体制

- 各幕僚長の下、検査実施に必要な要員を指定して実施する。

3 検査対象者の選定

- 次のいずれかの方法により幕僚長が検査対象者を選定する。
 - (1) 無作為に抽出した隊員を個々に選定する方法
 - (2) 無作為又は有意に抽出した部隊等に属する隊員全員を選定する方法
 - (3) 上記を組み合わせた方法
 - (4) その他幕僚長が特に必要と認める方法

4 検査の実施

- 検査の実効性を確保するため、検査対象者への告知は、原則として薬物検査の実施日に行う。
- 検査の実施に先立ち、書面により検査対象者の同意を得る。
- 尿検査キットにより検査を実施し、必要に応じて再検査等を行う。
- 薬物乱用の疑いが認められた場合には捜査機関への通報等を行う。

5 同意しない者の取り扱い

- 同意しない理由を聴取し、改めて受検を求める。
- 上記の求めにかかわらず、なお同意しないときは、その旨検査記録として保管する。
- 幕僚長は、同意しない隊員を、改めて検査対象者に選定できる。
- 検査記録は、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会があったときは提出する。